

法曹有資格者の海外展開に関する 分科会（第4回）議事録

第1 日 時 平成26年5月28日（水） 自 午後0時30分
至 午後2時00分

第2 場 所 弁護士会館5階502EF会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 第3回法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会について
- 3 試行方策についての検討及び意見交換
 - (1) ニーズの調査について
 - (2) 企業への支援について
 - (3) 邦人への支援について
 - (4) 国際的な分野における弁護士の登用について
 - (5) 人材育成について
- 4 今後の検討について
- 5 次回の予定, 閉会

第4 出席者等

大島座長, 道垣内教授, 中西内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官, 佐熊内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐, 中島法務省大臣官房司法法制部官房付, マキロイ法務省法務総合研究所総務企画部付, 石本弁護士, 片山弁護士, 大貫日本弁護士連合会事務次長, 矢吹日本弁護士連合会法律サービス展開本部国際業務推進センターセンター長, 武藤日本弁護士連合会法律サービス展開本部国際業務推進センター副センター長, 大村日本弁護士連合会国際室室長, 中小企業庁オブザーバー, 独立行政法人日本貿易振興機構オブザーバー

○大貫次長 それでは、出席予定の石本弁護士がまだいらしておりませんが、開始いたします。矢吹センター長は、今、自民党の司法制度調査会に参加しておりますので、終わり次第駆けつけるとのことでございます。

今日の出席者でございますが、座長の大島様、早稲田大学大学院法務研究科教授の道垣内先生、内閣官房の法曹養成制度改革推進室の参事官の中西様、同参事官補佐の佐熊様、法務省から大臣官房司法法制部官房付の中島様、法務総合研究所総務企画部付のマキロイ様。海外業務研究会の石本先生はちょっと遅れていらっしゃいます。同じく海外業務研究会の片山先生。日弁連の法律サービス展開本部国際業務推進センター副センター長ということで、この肩書きとしては初めてですが、武藤先生。日弁連の国際室室長の大村先生。中小企業庁様、JETRO 様には、オブザーバーとして来ていただいております。よろしくお願いいたします。

会議の開始前でございますけれども、いつものように録音をさせていただきますので、その点御了承ください。

それでは、第4回の法曹有資格者の海外展開に関する分科会を開始したいと思います。私、大貫日弁連事務次長でございますが、いつものように司会進行を務めさせていただきます。

まず、お手元の資料でございますが、資料目録というのがございます。これは資料1から8までございまして、内容につきましては、目録記載のとおりということでございます。それと、あと机上配付資料が1から6までございます。この机上配付資料につきましては、内部資料ということ、あと既に有識者懇談会等でホームページにアップされているということで、重複を避けるといった意味も含めまして、公開しないという取り扱いにさせていただきたいと思っております。座長、いかがでしょうか。

○大島座長 それで結構でございます。

○大貫次長 ありがとうございます。それでは、机上配付資料の1から6までにつきましては、公開しない資料ということにさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。まず最初に本年3月25日に開催されました第3回法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会につきまして、大島座長から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大島座長 それでは簡単に第3回の有識者懇談会の報告をさせていただきます。第3回は3月25日に開催されました。主として三つの点を取り上げて意見交換しました。一つ目が、これまでの取組で明らかとなった課題、二つ目がニーズに応えるための法曹有資格者の確保の方法、三つ目がニーズに対応した法曹養成の在り方についてということでございました。各委員からは、一つ目のこれまでに明らかになってきた課題ということで、採算性の確保、キャリアパスの構築、ニーズと弁護士とのマッチングの必要性などが示されました。二つ目の法曹有資格者の確保の観点については、ニーズの把握、特に事業者サイドの視点から調査研究を行い、それを踏まえて、どなたをどこに配置するかを検討する。その上で、ニーズに応える弁護士の確保の手法を考えることになるかと考えていましたので、そのように発言した次第でございます。

それから、法曹養成の在り方については、企業分科会の岡野座長から、企業分科会構成員から出された意見としていろいろ御報告がありました。また、各委員からも法科大学院や司法修習の各段階において、なお一層実務分野の研修が必要であるとの意見が出されるなど、活発な意見交換が行われました。これらの法曹有資格者の活動領域の拡大のためには法曹養

成課程における取組が重要であるとの指摘を踏まえまして、意見交換の中で、私が有識者懇談会としての法曹養成に関する問題意識を取りまとめさせていただきました。それがお手元にお配りしてあります机上配付資料1でございます。

簡単にポイントだけ申し上げますと、1点目として、幅広い分野での専門性を身に付けさせるために、法科大学院での教育、例えば講座をもっと多様化するとかというような形で更に充実させるということが必要であるということをご指摘しました。

2点目として、主として企業分科会からの御指摘を踏まえましたが、学部の早期卒業や飛び入学の制度を活用するなどして、法曹養成に要する期間の短縮のための抜本的な見直しが必要とされていることを指摘しました。企業の方から、企業に入ってから年齢が、ある程度話題になったとか、問題になったということでございます。

3点目として、司法試験が終了してから修習開始までの期間があると承知しておりますけれども、その期間を活用して、短期留学とか、インターンなどの制度を構築することを視野に関係機関が協力するようというところで、その必要性を指摘したわけでございます。

4点目として、司法修習における選択型実務修習というのがないと承知しておりますけれども、その充実が必要であるということで、活動領域の拡大に寄与する選択型実務修習プログラムの構築のために、関係機関に働きかけることを求めると指摘したところでございます。

法務省と日弁連に対して、活動領域の拡大のために、今後取り組んでいただきたい点を4点指摘しましたが、それは机上配布資料2の議事録の私の発言のところに出ております。全体の議事録はもちろんアップしてありますので、この部分だけを抜粋していただいたわけですが、簡単に申し上げますと、特にこの分科会との関係では二つありまして、1点目が、資料の中では2点目だと思いますけれども、企業や海外への法曹の展開を拡充するための取組として、日弁連において、企業等にアウトリーチを行うこと、特に海外展開等の分野において、潜在的なニーズを具体的な活動の場、私の言葉かもしれませんが、いわば有効需要として引き上げていくための具体的な方策を検討すること、法務省におかれては、海外展開の拡充の観点から、関係機関と連携して具体的な方針を示していただくよう取り組むことをお願いしたということでございます。

さらに二つ目でございますけれども、先ほど御説明しました有識者懇談会の法曹養成に関する問題意識を踏まえて、法務省と日弁連におかれて、その他の関係機関に対して法科大学院教育と司法修習の充実に向けた具体的な方策の検討を働きかけていただきたいと指摘させていただきました。

この分科会においても、このような有識者懇談会の問題意識、あるいは関係機関に対する課題を踏まえ、いろいろ御議論をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

取りあえず、以上、御報告させていただきました。

○大貫次長 ありがとうございます。大島座長から、第3回の有識者懇談会の内容について、ポイントを御報告いただきました。この御報告に関しまして、御質問や御意見等ございましたら頂きたいと思っています。質問でも意見でも、いずれでも結構でございます。道垣内先生、お願いします。

○道垣内教授 活動領域拡大の観点から四つの点が挙げられております。最初の三つと最後の一つは、ちょっと違うのかもしれませんが、最初の三つは、法科大学院の教育と試験後のことも含めて、3番目は試験に関係しています。確かにちょっと時間がかかる。国際的

に見ればそれほど日本の法学教育が長すぎるということはないと思うんですけども、ただ、今のやり方がベストかどうかということについては、法科大学院の学生と話をすると、やっぱり試験が5月にあるというのは変だという意見がありますし、私もそう思います。2月ぐらい、つまり最後の年の期末試験が終わった後に直ちに司法試験があってもいいし、短答式試験はもっと早く、たとえば夏にあってもいいと思います。短答式試験はある種の資格試験のようにして、年に何回か受験できる用にすることも考えてよいと思います。短答式試験があるために、なかなか多様な科目を勉強し、視野を広げてよい法曹を養成しようという法科大学院本来の目的が阻害されているように思います。1年生でも短答式試験はパスしてしまえばそれでもいいという割り切りをすると余裕も生まれるのではないのでしょうか。司法試験受験資格としての一つの要件にしてしまうということです。

大学の入学試験では大量の受験生の答案を短期間に捌いています。大学入試にも記述式の試験問題もたくさんあります。どうしてできるかという、試験を作る人と採点する人の数が圧倒的に違って、採点者を多数投入しているということです。合否を決めればいいので、よく出来る人と、出来ない人ははっきりしているはずですから、ボーダーラインの人だけを念入りにチェックし直すということをするれば、効率的な処理ができるように思います。

なお、3番目の試験終了後から修習前の期間の使い方ですが、確かに無駄な感じがするのですが、実際には、弁護士事務所を回って内定もらうことをやっているの、それも終わった後が本当に暇になるんですね。

学生の話なので本当かどうかは確認していませんが、裁判所も弁護士事務所の内定を取ってきていることを能力保証、評価基準に使っているといった話があります。そうすると、一生懸命そういう人たちも事務所回りしないといけない。法律事務所の方からすれば、来る気はないのに裁判所への道を確保するために内定だけもらうという無駄なことが生じているのかもしれない。

全員が暇にしているわけではないでしょうし、こういう暇な期間があることも人生にとってはいいかもしれませんが、もう少し合理的にしてはどうかと思います。

最後の選択型実務修習プログラムについては、外国に行けるようなことをもう少し積極的に推進することには賛成です。そのことがどれほど自分のキャリアに役立つか、あるいは受入側に役に立つかはともかくとして、若いときに外から日本を見ること、違う文化に触れること自体に価値があると思うからです。積極的にそれをやっていただければと思います。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。今、道垣内先生の方から、特に机上配付資料1の問題意識の上から二つについて、ロースクールでの授業等を充実させるという観点から、試験の時期を早める。短答は夏からいつでも受けられるようにする、2月というのは論文という意味ですかね。

○道垣内教授 そうです。言い忘れましたけれど、もう少し試験科目を増やしてもいいと思います。

○大貫次長 試験科目を増やす、なるほど。

○道垣内教授 問題意識の一つ目をやらせるために。

○大貫次長 この分科会で司法試験の内容とか時期について議論するということはメインではないんですけども、極めてユニークな御意見を頂いたと思います。

それらも含めて、今の道垣内先生のコメントに関して御意見があれば、一つぐらい。中島さん。

○**中島官房付** 今の司法試験の科目を増やすというところについてなんですけれども、法科大学院でやっている授業内容というのが充実していれば、必ずしもそれは試験で問う必要はないとも考えられます。内閣官房の法曹養成制度改革推進室の方でも、その点に関してヒアリングなどもやっておりましたけれども、そのヒアリングの中でも、例えばある法科大学院の講座で、司法試験科目には全くなっていない科目で、しかも相当授業の負担の重い科目ではあるんですけれども、それでも相当数の学生がそれを履修しているというような話も聞いておりますので、必ずしも試験科目と連動させる必要はないように感じております。

○**大貫次長** ありがとうございます。

○**道垣内教授** 高度な科目、多様な科目をたくさん置いている法科大学院があります。確かに例外的には多くの学生が来ている場合もありますが、基本的には受講者は少ないと思います。折角のいい授業があまり多くの学生向けに行われていないのが実態ではないかと思えます。その原因は、今の司法試験の合格率がまだ低いので、学生が司法試験準備に心を奪われているのかもしれない。法科大学院の学生の立場で考えれば、司法試験に通らないことには意味がないので、そこに目をつぶってやれというのは、余程能力のある人はともかくとして、そうでない人にはちょっと無理な注文かもしれない。そういう意味で選択科目でもいいから、兎に角いろいろな科目を増やしても、私は若いときにはたくさん勉強したらいいんじゃないかと思っています。

○**大貫次長** それぞれのお立場から貴重な御意見を頂いたということで、次の議題の方に入らせていただきたいと思えます。まず、ニーズ調査、これは大島座長の方からも、常々御指摘いただいている部分なんですけれども、有効需要と言いますか、そういったものをきちんと把握しないといけないというようなコメントを頂いております。そのニーズ調査に関して、法務省様の方から、法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査事業ということで御報告いただきたいと思えます。

続いて、日弁連の方から、日弁連でアジア担当嘱託というものを新設して採用しましたので、それぞれについて御報告いただきたいと思えます。まず、法務省様の方から調査研究事業について進捗の御説明をお願いいたします。

○**中島官房付** これまで、こちらの分科会でも御紹介させていただいておりました東南アジアの3か国で法曹有資格者を派遣して調査を行うという事業の関係でございますけれども、前回も御報告しましたように、タイ、シンガポール、インドネシアの3か国について、予算が認められました。現在、日弁連から候補者の御推薦を頂きまして、それぞれの国について、派遣者が既に決定しております。まもなく契約の手続も終了するところでございますので、この手続と、あとは査証ですとか、労働許可の関係がクリアできれば、現地に渡航して調査を始めたいいただくという段階になっております。

今後の調査を実際に進めていただくにあたっては、日弁連、あるいは外務省等とも連携をしつつ、調査を進めていただければと考えているところでございます。

○**大貫次長** ありがとうございます。この分科会でも、これまで折々進捗していったのがようやく実を結び、いよいよ出発のための準備に入ったということだと思います。

御質問、御意見、もし委員の先生方の中で特に向こうに行つてこういうことをやっていたきたいということがあれば、いい機会ですから、コメントいただければと思います。

○武藤副センター長 そうしましたら私から1点。武藤です。今回の非常に野心的な試みについては、私も個人的に共鳴しております、いろいろとこれまで、できる限りのインプットをさせてきていただいております。いよいよ実現に移るといふことで、期待が高まっているわけですが、企業活動のみならず、邦人の方、あるいは日本にいらっしゃる外国の方の法律問題、いろんな局面があるかと思うのですが、いずれの局面にしましても、単に本を読む、あるいは人から話を聞くといった、いわゆる調査活動に止まらず、もうちょっと現場を知るような意味で、もし、調査研究活動に支障のない範囲であれば、是非現地でのプログラムに参加する。あるいは現地の外弁法や弁護士法に触れない範囲で、そういった実務的なところにも、オブザーバー的又は修習生的になるかもしれませんけれども、入っていただいて、現実の活動に触れることによって、日本の弁護士として何ができるのかということにより深く知るといふことがあろうかと思つています。

これまでもいろいろと協議させていただきましたように、JETRO様の現地オフィスですとか、あるいは在外公館ですとか、あるいは日本人の商工会議所ですとか、様々な機関が様々な形で現地の日本企業、あるいは現地在住の日本人の方、日本に來られる海外の方のサポートをされている、そういったところにいわば飛び込んでいくようなプログラムも考えていければと思つておりますし、ぜひ実りのあるプログラムにしていきたい。そういったお力添えをしていきたいと、個人的には思つております。

○大貫次長 ありがとうございます。それでは、この点についての意見交換をもう少し続けたいと思つていますが、日弁連のアジア嘱託に関しても御報告いただいて、併せてニーズという観点からの意見交換というふうな形で進めたいと思つています。では、大村室長、よろしくお願ひします。

○大村室長 大村でございます。日弁連国際室は、室長以下6名の日弁連から委嘱を受けた非常勤嘱託の弁護士で構成されており、外国弁護士会、国際法曹団体との情報共有、意見交換、親善交流などに努めてまいりましたが、本年5月1日から新たに1名のアジア担当嘱託を採用しました。1/21ページの資料1が募集要項となっておりますが、募集分野及び各分野の主たる業務内容例というところがございますとおり、アジアにおける外国弁護士会や国際法曹団体との情報交換を出張ベースでの会合出席等を通じて行うほか、日弁連会員のアジアにおける活動の促進、拡大に向けた支援をその職務内容としております。

その方法としては、アジア各国における法的サービスに関するニーズ調査を法務省の派遣事業の対象者や在外公館、JETRO、商工会議所などと連携しつつ行うほか、アジア各国の法令、国際法務案件の資料、情報などについて、出張ベースでの収集を予定しております。その他、日弁連による中小企業の海外展開支援業務に関連して、各種セミナー開催に向けた協力も行う予定です。

今回採用されましたアジア担当嘱託は、弁護士実務経験を20年以上有し、JICA法整備支援事業の短期専門家、大学でのアジア出身学生に対する日本法の教授、それから地方弁護士会における中小企業の海外展開支援の取組などの経験を有しておりますので、日本の弁護士のアジアでのプレゼンスをより一層高める上で大きな貢献をするものと期待されます。

以上でございます。

- 大貫次長 ありがとうございます。アジア担当非常勤嘱託というのは初めての制度でございます。まして、今後いろんな場面でアジア関連で頑張っていただくというふうに思っています。
- 片山先生 採用された方がどなたかは書いていないんですね。
- 大村室長 44期の新潟弁護士会の相馬卓弁護士です。
- 片山先生 機会があれば、この場でも何か特別報告してもらえば。
- 大貫次長 そうですね。この分科会のタイミングにもよりますけれども、まだ始まったばかりですので、報告する内容があまりないかもしれませんが。
- 大村室長 もうしばらくしましたら、是非そのようにさせていただきたいと思います。
- 大貫次長 はい、それでは、今法務省からのプロジェクト、あと日弁連の国際室からアジア嘱託の報告を頂きましたので、そのいずれでも構いませんので、御質問、あるいは御要望、御意見等があれば、よろしく申し上げます。
- 大島座長 よろしいですか。
- 大貫次長 では、座長、お願いします。
- 大島座長 今話をいろいろ伺っているの思い付きなのですが、今の御指摘と同様に、今度東南アジアに行かれる3人の方について、例えば期間の半ばで日本に戻れることがあり、分科会が存続しているタイミングであれば、この場で報告を伺うとか、そういう機会というものはあり得るのでしょうか。それとも一時帰国は予算上難しいのでしょうか。
- 中島官房付 予算上は、特に一時帰国が許されないというような制約はございませんので、当然本人の御都合等もありますけれども、そういった形も検討したいと思っております。場合によっては、ヒアリングということも考えられるかなと思っております。
- 大島座長 それがいいかもしれませんね。この前に既に質問したかもしれませんが、派遣期間はどのくらいでしたでしょうか。
- 中島官房付 今現在、予算としては、平成26年度分だけが付いております。ただ、当初は2年度をかけてということで想定しておりましたので、来年度以降についてはまた改めて予算要求するという形です。
- 大島座長 それは同じ人が行くことを想定しているのですか。
- 中島官房付 はい。
- 道垣内教授 よろしいですか。
- 大貫次長 道垣内先生、よろしく申し上げます。
- 道垣内教授 実際に弁護士さんの間でこういう活動に関心があるかということですが、どれぐらいの応募があるのですか。また、アジア担当嘱託も派遣事業のどちらもそうですが、それで今の方に決まったということですか。
- 大村室長 アジア担当嘱託については10名の応募がございました。
- 道垣内教授 そんなに応募期間は長くないですよ。いつからこれを出していたのかによりますけれども、3月7日必着だったんですか。いつからオープンにされたのですか。
- 大貫次長 応募期間は1か月ぐらいです。
- 大村室長 2月の半ばぐらいだったと思います。3月7日までで約1か月ぐらいです。
- 道垣内教授 そうですか。それで5月1日にはもうこの人はこっちに来なければいけない。いろんなことを即座に断ち切って来られる人が10人以上いたということですか。
- 大村室長 アジア担当嘱託は非常勤なので、御自分の業務を継続されながら。現在採用した

方も新潟県弁護士会ですし、法律事務所で仕事をしております。

- 大貫次長 それでは、派遣事業の3人に関して、行くことが決まったときの手続について、まず声をかけてから何か月ぐらいで面接までいったのかというのは、室長、覚えていますか。
- 大村室長 期間は2か月弱で、応募は16人ありまして、うち3名の選考です。
- 大貫次長 3月初めに書類選考があり、応募が公開になったのが2月初めです。だから、面接まででやっぱり1か月半ぐらいです。したがって、アジア担当嘱託の場合だと、期間として1か月ぐらいで10名集まりました。派遣事業の企画は、1か月ちょっとの期間で面接まできて、そのとき16名集まったんです。この16名って、要するに先生が今おっしゃったように、これまでの業務等を断ち切って行かなければいけないというので16名ですね。
- 中西参事官 大体いつ頃派遣する予定という説明をしていたんでしょうか。4月、5月でしょうか。
- 大貫次長 派遣予定としましては、そのときは4月からもう行っていただく可能性があるという説明しました。ただ、現実問題として7月ぐらい、8月ぐらいということもあり得るという形で、質問を受けたときには回答しています。
- 道垣内教授 いやいや、私の予想よりずっと多いです。私の関係しているスポーツ関係の経験から言いますと、国の予算を使う場合、話が何かいつも急なんですよね。ですから、もしこれを継続されるのであれば、今後もありますみたいなことを何か記事にするなり、そういう関心を持つ人がウオッチできるような広報活動もされるとよいと思います。そうすれば、適切な人が見つかりやすいと思います。
- 大島座長 事業の中身の話なんですけれども、3人の方が派遣されて、いろいろ調査されるとして、今までどういうことを中心にするということを議論してきました。若干思い付き的で申し訳ありませんが、折角行かれて取り組むべきことにプライオリティがあることは判りますが、どこかの段階で、第三国が現地でどのような問題を抱えたときに、どのように対応しているかということを見ていただくと、何かヒントがありうると思われましたので、よろしくをお願いします。
- 中島官房付 この点も前々回の分科会で調査事項の案というのを資料として出させていただきましたけれども、その中にもありますように、他の国等からのヒアリングというのも場合によっては行われるべきじゃないかなというふうに考えております。
- 大貫次長 この点について、これまでも内容等について協議をしてきたところでございますが、そのほかに何かありますでしょうか。
では、よろしくをお願いします。
- 本澤課長補佐 中小企業庁の本澤でございます。オブザーバーとして参加しております。中小企業庁は、今JETROと連携して、中小企業の現地支援ということで、海外展開プラットフォーム事業というのを行っております。現地で中小企業に対して現地での悩みごととか、現地に来た方に対してですけれども、進出時の相談などに対応しております。コーディネーターと呼ばれるコンサルタントの先生や弁護士だとか、いろんな方がコーディネーターとして現地で支援してくださっているんですけれども、やはり法的な側面からの支援を整備していきたいと、中小企業庁としては考えております。今後の連携の可能性という意味で御指摘させていただきたいんですけれども、是非アジアの調査をされる3名の先生方に、プラットフォームという形の現地支援の御協力などもお願いできたらなと思っております。

この点につきましては、また個別に法務省や内閣官房に御相談に伺いたいと思っておりますけれども、入口の方での連携も御検討いただけましたら幸いです。よろしく申し上げます。

○大貫次長 ありがとうございます。今、中小企業庁の方から、海外展開プラットフォーム事業についての御紹介がございました。派遣事業と連携したらどうだろうかという有難いお申し出もありました。この点について御質問等ございますか。

○大島座長 海外展開プラットフォームというのを、もうちょっと詳しく御説明いただけると助かります。

○本澤課長補佐 8か国10都市でプラットフォームを作っております。

○大島座長 すみません。“プラットフォーム”というどのような概念でしょうか。

○本澤課長補佐 JETRO の事業として行っているのですが、現地でも、現地でも相談をしたいと思っている中小企業の方に来ていただいて、コーディネーターを中心に対応いたします。そのコーディネーターは、コンサルや弁護士であったり、商社出身の方だったりするのですが、その方々が、一時的にはワンストップで対応します。ただ、その方自身が御対応できない場合、例えば弁護士であれば、なかなか税務の話までは難しいねといった場合には、プラットフォームの中には関係機関がありまして、我々としてクオリティの高いと思っておられる関係機関の方々に案件をコーディネーターが回すなりして、その中小企業の方に対して、それぞれのニーズにあった一元的な支援をしようと考えて、昨年から行われている事業になります。

アジアを中心に、現時点ではこれから進出しようとしているような、例えば重慶だとか、ミャンマーだとか、そのような国が中心になっておりますけれども、今後はまた更に新地区を増やしていきたいと思っております。そのコーディネーターが受けている段階では中小企業との関係では無料になっておりまして、それは国の事業として国の予算から出ています。ただ、更に関係機関を紹介し、そこにつないだ場合には有料となるというような仕切りでサービスを行っている事業となります。

○大貫次長 ありがとうございます。

○大島座長 大変勉強になりましたが、率直に言って、意外だなと思ったことがあります。要するに今まで需要があるかどうかという話をここでしていたつもりだったんですけど、需要が既にあって、既に対応できている、少なくともある程度は対応ができているという話ですね。これはいろんな問題を提起していますね。

○戸塚課長 JETRO の戸塚でございます。この事業については、先ほど御紹介いただいたように、日本の企業が進出するにあたってのまずいろんな支援をしています。今度進出した先で起こる問題と、またこれから新しい展開をするときに、現地での支援体制としてこのプラットフォームというのを作っているという状況です。これに関しては、現地の法に詳しい方々とか、税務の方々、現地でネットワークを作って、その企業さんにとって必要なところを紹介するという、そんなようなイメージですので、必ずしも日本の弁護士さんが現地に対応するという、そういうイメージではありません。

現地に行っている日本企業さんが、現地でどういう問題を抱えているかということを知るには、このプラットフォームなんかでも情報収集をするというのは一つのアイデアだと思います。

○道垣内教授 コーディネーターはJETROの方ですか。

○戸塚課長 向こうで契約してお願いをしている方です。

- 道垣内教授 現地の方ですか。
- 戸塚課長 そうです。
- 大島座長 日本人の方ですか。
- 戸塚課長 日本人の方です。
- 大島座長 現地に住んでいる人と現地の国籍を持っている人とは違うと思います。
- 戸塚課長 現地に住んでいる方です。
- 大島座長 現地に住んでいる日本人の方ですか、弁護士ということでしたので、むしろ現地国籍の弁護士ということだと思いました。
- 戸塚課長 紹介先になりますので、日本人で現地で活動されている方なんかが中心です。
- 大島座長 現地に日本の弁護士事務所があれば、そこに行くということですか。
- 戸塚課長 そうですね。もう既に現地に事務所を持っている弁護士の方ですね。弁護士さんだけに限らず、そこで税務をやったり、労務をやったり、その専門でやっている方々です。
- 道垣内教授 税務とか労務関係もやっている日本人で現地にいる人がいるということですか。
- 戸塚課長 そうですね。
- 道垣内教授 その人たちをお願いするのは、日本語のコミュニケーションの方がいいからということですか。
- 戸塚課長 日本の企業さんが相談するにはそちらの方がやりやすいと。
- 道垣内教授 そちらはどのような国ですか、例えば、ここで議論しているような国ですか。
- 本澤課長補佐 ミャンマー、重慶、ベトナムとかです。シンガポールはないですね。あとインドネシア。
- 戸塚課長 今回の派遣事業の対象でいくと、確かシンガポールだけがなかったと思います。
- 大貫次長 ありがとうございます。それではニーズに関しましては、委員の先生の方々から、武藤先生からプログラム提供等も考えているので、一緒に協力してやっていきたいというコメント、あと、大島座長から、海外調査に行った方との期間途中でのコミュニケーションを図るといのが有効なのではないかといった御意見。また、法務省様の方から、今回の3名のプロジェクトに関しては平成27年度も予算取りのために動いていただいていること。あとは中小企業庁様、JETRO 様の方から海外展開プラットフォームについて、極めてインフォーマティブかつ興味のある情報を頂いたということで、このセッションの一つの取りまとめと言いますか、こういうことで御議論いただいたということだと思えます。
- 大島座長 今説明いただいたプラットフォームと、今度派遣される方との連携を、現地に行かれる前から中小企業庁を介してとられたらいかがでしょうか。
- 大貫次長 貴重なコメントありがとうございます。是非情報交換をよろしく申し上げます。
- 続いて、今度は日弁連が行っております中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の取組について、進捗がございましたので、座長の武藤弁護士から御報告をお願い申し上げます。
- 武藤副センター長 それでは武藤の方から、手短かに御報告をいたしまして、是非御質問、御議論いただきたいと思っております。資料としましては、資料2というものが付いております。私どもワーキンググループのメンバーが企画し、日弁連と新潟県弁護士会が共催しました新潟県における支援弁護士紹介制度のスタートを記念する研修会及び外部向け講演会の

プログラムを付けております。この活動をこれまで東京、横浜、愛知、大阪、福岡、という大都市圏で始めていたのですが、全国展開を図るべきという日弁連理事会執行部の決定を経まして、メンバーを拡大し、全国全ての高裁所在地及び中小企業の活動が活発な地域での開始を今目指しているところですが、その5大都市圏以外の第1号として新潟県が開始いたしました。

新潟県になった理由は、高裁所在地ではありませんけれども、御承知のように、非常に技術力を持つ産業、中小企業が集積しており、海外展開に対する熱意やニーズも高く、それを受けて新潟県弁護士会でも既に以前から研修会、講演会等を行ってきたという経緯がございました。今回、私どもワーキンググループが協力する形でこの会合を開催するにあたって、式次第に書いてあるとおりなのですが、JETRO の新潟所長様、あるいは私どもの提携先である日本政策金融公庫の新潟支店の課長様等々の御来臨も頂きまして、当日、まずは新潟県の支援弁護士と、今後活動への参加を希望する新潟県弁護士会会員向けの説明会を、式次第には入っていないのですが、講演会開始前の昼の時間を使って行いました。そこに20名から30名ほど参加がありました。非常に熱意のある研修会がございました。

その後、日弁連や新潟県弁護士会の提携先である各団体の皆様、あとは新潟財務局の肝煎りで、中小企業向けの金融を行っている新潟の地銀、信用金庫等々の地域金融機関の方々も含めて非常に多数、合計40名近く御参集いただきまして、弁護士が海外展開において具体的に何ができるのか、かなり細かい事例を踏まえて説明しまして、こういった場合には弁護士を入れてくださいといった啓蒙啓発活動を行いました。その内容は非常に細かいので、机上配付資料3として配布させていただいております。机上配布資料3を御覧いただきますと、私どもの紹介制度についての説明があるのですが、開いていただきますと、まずは私が行ったセミナーの資料、あと私どものワーキンググループの他の弁護士が行った具体的な事例を踏まえたトラブル解決ですとか、契約書チェックについてこういったことができます、やります、やらなければいけませんという研修の資料が付いておりまして、末尾には研修会の模様を写真で付けてあります。このような形で、それなりの人数が集まりまして、非常に熱心な討議を、この式次第にありますとおり、午後2時からの意見交換会、夜の懇親会まで含めまして、ほぼ全ての皆様に残って参加いただくというような非常に熱意のある状況でございました。

これを踏まえて無事に新潟でスタートしましたので、今後といたしましては、この新潟の事例を他の地域に広げていきたい。差し当たっては、全ての高裁所在地ということで、仙台だけ若干遅れてしまっておりますが、現在既に札幌、広島、香川、この3か所で具体的な段取りを進めております。現地の体制が整い次第、私どもの提携先であるJETROの現地事務所の方にも連絡をとりまして、是非地域での連携を深めていきたいということがございますし、あとはこれ以外の地域につきましても、日弁連の委員会の新年度である6月から、少なくとも五つか六つ、できればもっと多くの弁護士会から新たな委員をメンバーに入れて活動の展開を図っていきたくて思っております。

更に、その他の研修啓蒙活動につきましては、これも非常に細かい内容ですので、机上配付資料4という形にしましたが、これは横浜弁護士会が主催しました中小企業向けのセミナーで、これはアジアに展開している現地のローファームが日本にやってきて解説をしていただいたときの資料なのですが、こういった形でアジア地区に展開している現地のロー

ファームとの地域的な連携というものを進めながら、より中小企業の方々に役立つ生の情報について、日本の弁護士としてできることと、あと現地の弁護士がいないとできないこと、これをまずしっかり区分けをした上で、その両方に対して手当てしてくような活動をしていきたいと思っております。

もう1点。現地の情報がやはり必要だという点につきまして、これまで分科会でも度々御意見を頂いていたところなのですが、それを踏まえまして私どもワーキンググループでは、アジアを中心とする海外に居住している日本の弁護士、あるいはそこでの実務経験を踏まえて帰国した弁護士をワーキンググループの海外アドバイザーという形で委嘱する。具体的には研修活動に参加していただいたり、具体的な紹介制度で出てきた相談事例の中で現地法の知識が必要な部分について海外経験がある、あるいは海外に住んでいる日本の弁護士さんに、紹介制度と同じ料金体系の中で必要な情報提供なり、バックアップのサポートを頂く、という制度を作ろうということになりまして、現在、その人選を進めております。いろんなルートで照会をしましたところ、既に数名の候補者が上がってきておりまして、アジア各国に実際にいらっしゃる方、あるいはその経験のある方です。これらを海外アドバイザーとしてワーキンググループの幹事に委嘱して、先ほど申し上げたようバックアップ体制を作る。これによってこの紹介制度を、日本にいる弁護士ができることだけではなく、現地の知識あるいは現地の弁護士の紹介も含めた、本当に実のあるサポート体制にしていくということを今やっております。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。武藤弁護士からの御説明に関しまして、御質問、御意見等があればよろしく申し上げます。

着実に進んでいるという印象は持っていただけたのではないかなと思っております。更なる展開と言いますか、充実に向けてまた御努力いただきたいと思えます。

それでは続きまして、国際的な分野における弁護士の登用という観点からお話を伺った上で意見交換をしたいと思えます。法務省様及び大村室長の方から、それぞれ登用に関する御報告を頂きたいと思えます。まず、法務省様、よろしく申し上げます。

○中島官房付 法曹有資格者の海外展開につきましては、現在国会議員の間でも、いろいろ御関心が高まっている状況にありまして、国会の質疑等の場でも海外展開分野の拡大に向けた取組等について、質問がなされたりもしているところでございます。

また、与党の調査会、部会等においても、この問題が議論されておりまして、先日の4月9日に取りまとめられました公明党の法曹養成に関する提言の中でも、活動領域の拡大、特に海外展開の点についての言及というのがいろいろなされております。こういった議論のポイントというのは大きく分けると三つあるかと思うのですが、まず、日本企業が海外進出するにあたって日本の法律家がどういった支援をすることができるのか、日本の法律家の支援をもっと強化すべきではないかというのが1点目。それから、国際紛争の解決にあたって、日本の国益を守るという観点から、こういった紛争に精通した法曹をもっと活用すべきではないかというのが2点目。それから、先ほど座長から御紹介のありました有識者懇談会の問題意識の中でも触れられておりましたように、法曹養成の課程において、こういった国際的な分野に対応できるような能力を身につけさせることが必要ではないかというのが3点目。大きく分けてこの三つの論点が議論されているという状況にあるかと思えます。

法務省としましても、こういった議論も踏まえまして、今後どういった取組ができるのか

ということに関係省庁、関係機関等とも連携して検討していきたいと思っております。もちろん、こういった新たな取組をするにあたっては、予算ですとか、定員の制約というのもございますけれども、可能な範囲でこういった取組ができるのかということについて、関係各所、あるいは関係団体とも連携をして取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。では続きまして大村室長の方から、ニューヨーク総領事館との意見交換というのが行われたというふうに伺っていますので、それについても御報告を併せてお願いします。

○矢吹センター長 遅参しましてすみませんでした。中島さんのおっしゃっていたことに関連して、今自民党の司法制度調査会に行きまして、そこで提言が取りまとめられました。国際戦略に関する提言ということで、これもまた法務省の方から提出されると思いますけれども、かなり具体的に10人を在外公館に派遣するとか、将来的には20か国程度に5年ぐらいかけて派遣するとか書かれていますので、これも是非この分科会でも検討していただきたいと思えます。

○大貫次長 今日取りまとめが完了したということでいいんですね。

○矢吹センター長 そうだと思います。

○大貫次長 という状況の報告がございました。

それでは大村室長、よろしくお願いします。

○大村室長 お手元の資料3に概要を記載しておりますが、本年3月14日に在ニューヨーク日本総領事館におきまして、青柳領事部長、成澤副領事部長を、日本の弁護士3名が訪問し、在留邦人の法的ニーズに関して、総領事館に寄せられる問題、対応などを聴取いたしました。弁護士の方からは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、いわゆるハーグ条約について現在の日弁連、弁護士会の取組などについて簡単に紹介しつつ、総領事館やその他在ニューヨークのNPOの活動などを伺いました。まず邦人に関しては、一旦アメリカに帰化した日本人が、日本国籍に戻りたい、あるいは日本に残した親族、財産、具体的には介護や遺産相続等に関連して相談を希望することがあるとのこと。そのような場合に、日本の弁護士への相談のニーズがあると思われるとの御指摘を頂きました。

また、ハーグ条約への対応として、総領事館が小規模のセミナーなどを行い、条約に関する説明等を行っています。例えば本年4月には、総領事館とニューヨーク日系人会が共催するイベントで、日本の弁護士を講師とするハーグ条約の説明会が行われました。なお、日系企業からの相談ですが、在ニューヨーク商工会議所、JETROさんなどに相談しているものと思われ、領事部に寄せられるものは殆どないとのこと。

ハーグ条約による返還と返還拒否事由との関係で問題となるDV被害等については、総領事館はマニュアルを作成して対応していますが、個別問題への具体的な対応ができないことから、NPO法人、ニューヨークアジア人女性センターと提携し、日本語での相談などのサービスを提供してもらっているとのこと。

今後日弁連がニューヨークで活動する際に互いに協力し合い、在ニューヨーク邦人に対する法的サービスの充実に取り組むことを確認し合いました。今後の取組の方向性としては、日本商工会議所ニューヨーク日系人会、ニューヨークアジア人女性センターなど、日本もしくはアジアを基盤とした組織と日弁連とで継続して意見交換を行うことが望まれます。以上です。

- 大貫次長 ありがとうございます。今法務省様の方と、あと大村室長の方から、国際的な分野における弁護士の登用というんですか、役割の具体的なイメージにつながるお話を頂きました。これらを踏まえまして、そういった国際分野における弁護士の登用というような観点から、御質問なり御意見なりを頂ければ有難いなと思っております。座長、お願いします。
- 大島座長 最初に質問させていただきたいと思いました。今御紹介いただいた与党の検討状況の中に3項目あり、伺った限りでは、日本企業の海外進出という点は従来からあるのでよく分かります。また、養成課程の中で、国際分野で活躍できるようなものを身に付けるという点もよく分かります。国際紛争に関して今後精通した法曹の活用を考えるという点について、もう少し詳しく御説明いただけませんか。
- 中島官房付 これはおそらく WTO での紛争ですとか、国際司法裁判所等での紛争に対応できる法曹が十分にいないのではないかとこの問題意識だろうと思います。現状でそういったところに十分対応できる法曹がいないということで、それは今度おそらく法曹の養成というところにも関わってくるのではないかと思います。
- 大島座長 なるほど。たまたま自分が WTO の紛争解決に関与したことがあるので関心がありますが、WTO では WTO 法が問題になるので、WTO 法に精通する必要がある一方、厳格な意味で資格をもつ制度はありません。日本の法曹であるかどうかに関係なく関与することは出来るわけです。自分自身、別に日本の法曹ではないのですが、一応仕事が出来たことになっています。あるいは、ICJ も基本的には国際法を司っているわけなので ICJ も同じでしょうが、日本の法曹資格を持っている方であるかどうかということとは関係ないのだろうと思います。そういう事情の下で、ここで日本の法曹の方の活動分野の展開という意味で取り上げているというのは、どういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。
- 武藤副センター長 ちょっと補足してよろしいですか。私は、外から見ていての感想なのですが、おそらく問題となっている実体法の規定以上に、訴訟というものの性格上、どうしても裁判官、ジャッジといったものにアピールするための証拠の集め方、揃え方とか、あるいは紛争になりそうな案件、紛争になってからではなく、前もって準備するような普段からの活動が必要だという、そういう意識がまず一つあるのかなということと、必ずしも国際公法に限らず、例えば投資紛争仲裁のような分野も非常に今、例えば TPP とかに入りますと、本当にこれ大事な問題になってくると思うのですが、そういうようなものに対応できる日本の法曹がまだ足りないという意識が日弁連の中にもありまして、いろんな事務所の先生方が入って、投資紛争仲裁の勉強から始めているんですね。もしかしたらそういった国際と言いつつ、紛争の中でも民間的な投資仲裁といった分野も意識されているのかもしれない。すみません、ちょっと横からの話で。
- 道垣内教授 よろしいですか。
- 大貫次長 では、道垣内先生。
- 道垣内教授 そういうところに日本人が出て行って、日本の法曹資格者が出て行ってというのは方向としては正しいんだと思いますけれども、そこだけいきなり狙っても、本当はうまくいかないんじゃないかと思います。例えば、私が知っている限りでは、日本における国際商事仲裁の常設機関として日本商事仲裁協会がありますが、そこでの取扱い件数が1年間に20～30件しかない。この数字は他の国に比べたら圧倒的に少なく、しかもその数の事件の多くは日本の企業と外国の企業の間のものであり、日本企業が絡んでいる。そして、外

国企業側は外国人の仲裁人を選定することが少なくなく、また、代理人も外国の弁護士がつとめるということになりがちで、日本の法曹の活躍の場としては極めて小さいということになります。そうすると、日本の法曹の国際仲裁についての経験はあまりに少なく、その経験が相当ないと、なかなか経験豊富な法域の法曹と戦うのは大変だと思います。ICJでの弁論でよいパフォーマンスができる法曹の養成が最終目標だとしても、裾野をもう少し広げないと無理だと思います。国体レベルで鍛えていかないと、いきなりはオリンピックには出られないということです。

トップレベルの法曹の養成がここでのテーマであることは分かっているのですが、そうは言っても、基礎的な経験がある弁護士が相当数いるという環境を整備しないと、なかなか難しいと思います。

○矢吹センター長 よろしいでしょうか。国際仲裁については、日本のこれまでの問題は、シニアの先生方、60代、70代の先生方に専門家の方々がいて、仲裁人としても活躍されて、今でも活躍されていますけれども、後進の育成がなかなかされなかったわけです。ただ、日本仲裁人協会を中心として、養成プログラムを作り、ちょうど40代から50代ぐらいに、国際的な仲裁ギャングと言われるよく知られた弁護士も増えてきつつありますので、私は、仲裁については人材育成を図り、人数を増やして、経験を増やしていただく方向に、私たちも支援しなければいけないと思います。

それからやはりインフラの面で、どうしてもアジアの中でシンガポール、香港、韓国にすら負けているというのは、やはり一つは人材と英語という問題もあると思いますけれども、インフラをどのように充実させて、そういう申立てが日本でしやすいと。例えばフィーの問題ですとか、例えば通訳・翻訳の問題ですとか、そういうところも是非考えていかなければいけないかなとは思っているのですが、いかがでしょうか。

○大貫次長 道垣内先生、いかがでしょうか。

○道垣内教授 立派な法廷を先に作ってというのは、需要がないところに供給するという話になるので、なかなか難しいのではないかと思います。日本にはいい会議室もたくさんあり、実際に国際仲裁の審問ではそういうところを使っているのでも、当面それでいいのではないかと思います。ただ、おっしゃるように、外国語の速記タイプができる人がどれぐらい日本にいるのか、その他の様々なインフラの整備は必要ですが、これも需要と供給の問題で、人為的にしても上手くいかないのではないのでしょうか。件数が増えてくればそういう人も日本で食べていけるようになるし、そうでなければ、案件ごとにシンガポールから呼んだり、香港から呼んだりしなければいけないということかと思えます。

○中西参事官 年間20～30件しかない原因との関係ですが、仲裁人の数が増えれば事件の件数も増えるという関係になるのですか。

○道垣内教授 そうはならないと思います。仲裁の案件を増やすには、企業に仲裁を使おうという意識を持ってもらうことが出発点です。仲裁条項がないことには仲裁はできませんからね。

○矢吹センター長 仲裁条項があっても、日本を選ぶかという問題があって、やはりアジアではどうしてもシンガポールや香港のどちらかに行きがちなところがあるんですが、いかがですか。

○石本弁護士 矢吹先生のおっしゃるとおりで、結局契約交渉の段階で、紛争解決機関をどう

するのかというのは常に、一応意識としては必ず出てきて、その中で最終的に日本商事仲裁協会を開くということに落ち着くケースというのは、実際問題としてかなりレアですよ。つまり、それはどういうわけかという、まず、力関係として圧倒的に日本側が強くて、しかもその紛争解決を日本に持ってくるということに対して、ある程度の合理性があるという場合なので、例えば100の契約があったとして、3とか4とか、そんなものじゃないですかね。結局、中間であるシンガポールであったり、私がよくやる日中間だと、コスト、あと経験値の面でも中国の仲裁機関の方が圧倒的に経験値があったりするので、結局中国の方にやられてしまうというケースが多かったりします。最初の入口のところで日本商事仲裁協会を取らないと話が始まらない。

○道垣内教授 ただ、ネガティブなことばかり言ってもどうかと思いますので、一つ明るい話をします。最近驚いたことがあって、かつて国際仲裁の仲裁人を一緒にやったことがある外国人が日本に来て、食事でもどうかという連絡があって行ったんですが、何しに来ているかという、ドイツと韓国の企業の仲裁のヒアリングを東京でやろうという話になって、両方から外国人が来て、仲裁人も全部、日本の人たちと全く関係なしでやっているということでした。羽田空港も便利がよくなったこと等の効果なのでしょうか。昔は日本に行くとホテルは高い、空港アクセスも大変という話だったのですが、だんだんよくなってきているようです。

○石本弁護士 アドホックで。

○道垣内教授 アドホックじゃないと思います。ICC 仲裁だと思います。

○武藤副センター長 もう一つ、実は、シンガポールの仲裁センターが大人気なんです。ちょっと前まではそれほどでもなかったんですね。統計資料を見ると明らかなんです。香港の方が長い歴史があり、長いスパンで見ると香港の方が遙かに件数は多いのです。それがどうしたかという、シンガポールは政府が音頭を取って国家的戦略として紛争、もちろん国全体をアジアのハブにするという、大きな戦略目標の下に入るんですが、紛争面も自分の国をハブにしていくということで、もの凄い投資をしているんですね。人材も含めて。そこはシンガポールという国ならではのすけれども、実はそういった戦略というか、動きもあったんじゃないかと、そういうふうに思います。

そういう意味では、日本も特区を設けるなり、新しい政策の下でやろうと思えばできないことはない。今正に道垣内先生がおっしゃったように、アジア企業とヨーロッパ企業、アジア企業とアメリカ企業の紛争仲裁地としては、むしろ日本の方がいいという面があるかもしれません。

○矢吹センター長 まさにおっしゃるとおりで、韓国も国家を上げて仲裁機関を応援して、すべて英語化にしたり、フィーを安くしたりしています。例えばアンシトラルのアジアオフィスは韓国のソウルにありますし、多くの国家機関を韓国が招聘しているんですかね。ですから人材育成だけでなく、やはりインフラ機関の誘致というものを合わせてやっていかないと、なかなか日本そのものの全体の法律分野の国際化ということを大きくは達成しづらいかなとは思っていたんですけれどね。

○佐熊参事官補佐 質問ですが、その場合、シンガポールですとか、ソウルの仲裁機関というのは、ソフトとなる人も仲裁人として海外から呼んでくるんですか。最初からその国の人で仲裁人まで揃えられるのですか。

○矢吹センター長 仲裁人はその国の人に限りません。皆そこに行って仲裁人として仕事をしますけれど、ただ、仲裁人のロングリストが多いんですね。経験値がある方にまた次が。

○佐熊参事官補佐 どんどん次が来ますね。

○矢吹センター長 そういういい回りになりますから、日本は20件だと、やっぱりなかなか。ですから、日本で仲裁人等として育てている人、ないしは代理人をしている方は皆、外の仲裁に出かけて行って、そこで経験値を積んで、それで知られていっているという方々なので、でも、見るとこれ40代後半、50代初めぐらいに非常にいい人たちがたくさんいるので、期待をしていいと思います。

○大島座長 別件ですが、よろしいでしょうか。さっきの質問と関連して、まず私の経験を御紹介し、なぜそういう質問をしたか背景を説明したいと思います。その経験とはWTOの上級委員会の委員をしていたと言うものです。御承知のとおり、WTOはWTO法上の紛争解決制度が二審制を採っていて、二審目が上級委員会という名称です。そこで何が起こるかという、A国とB国の紛争が小委員会、つまり一審で議論が行われて結論が出されますが、その結論に不満があると、上訴して、上級委員会の前に来る。上級委員会には上級委員が全員で7人いますが、そのうちの3人が個々の案件を担当します。その審理の過程で必ず1回口頭審査といいますが、両当事者のA国とB国が出てきて、上級委員の前で、弁論を行うことになっています。

当然当事者AとBはいずれもWTOの加盟国政府ですが、政府に所属する所謂「インハウス」の弁護士に加え、民間の弁護士事務所から専門家の弁護士を雇って、この民間事務所の弁護士に弁論に当らせます。それを見ていますと、国がどこであろうと得てして結果的に、欧米系の弁護士事務所に頼っている。それはなぜかという、先ほどのこととちょっと関連しますが、いずれの政府も裁判に勝ちたいわけですから、経験があつて一番評価の高い弁護士を選びます。したがって、結果的には、例えば、途上国で双方の当事国も欧米に属さない国同士が争っていても、結局口頭審査の場で弁論を担当するのは欧米系の弁護士同士ということになります。

そして、日本の場合に、日本の弁護士事務所が政府のインハウスの弁護士と協同する場合何かプラスアルファを加えているかという評価が必要になります。いずれにしてもこの政府もみていて、複数の弁護士事務所を雇っている事すらある。このような状況の中で、日本政府が外部の法律事務所を雇う場合にその内一つは日本の事務所か日本の弁護士が加わってくることもあると思いますが、そういう場合に政府のインハウスの弁護士との関係がどうなっているか、複雑な実態がありそうです。

そういう状況があるので、今ここで自民党、あるいは公明党が言っていたことを想像すると、日本の政府は日本の弁護士事務所を雇いなさい、あるいはインハウスで日本の弁護士を入れなさいと、こういうことだと思わなければならない、日本の法曹の資格を持っていれば自動的に国際紛争解決のための法廷で貢献できることは当然ではありません。経験がどうなっているかということが重要です。さらに、その様な能力のある人をどういうふうに養成していくかという問題だと思います。

○大貫次長 貴重な御意見ありがとうございました。

○道垣内教授 日本の弁護士を入れなさいではなくて、日本の弁護士で勝てるような人を養成しなさいじゃないですか。

○大貫次長 それはそうです。だと思えます。

○道垣内教授 そうでない、再度負けたのではちょっと。

○大貫次長 それでは、今日の議題の最後になりますけれども、人材育成に関して法科大学院での継続教育の取組ということが今進んでおります。それとともに、日弁連でもそういった教育研修等について検討しておりますので、それらをまとめて大村室長の方から御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○大村室長 ちょうど今座長から人材育成の重要性についての御説明がありましたので、まずロースクールの取組について、御紹介いたします。慶應義塾大学法科大学院では、今年度から国連等の国際機関や新興国における法整備支援などの分野で、グローバルロイヤーとして活躍することができる法曹を養成する趣旨から、職域拡大を念頭に置いたプログラムとして、国際法務ワークショッププログラム及び法整備支援ワークショッププログラムを開設しました。資料はお手元の資料4です。平成27年度、翌年度以降、この国際法務ワークショッププログラム、法整備支援ワークショッププログラムの科目を含めたグローバル系科目を体系化し、弁護士に提供することによって、本格的に海外展開分野での法曹継続教育を実施したいと考えているとのこととす。

これらの科目の中には英語をネイティブ言語とする教員によって、全編英語で行われるものも含まれております。本年度は、日本弁護士連合会から数名の弁護士をモニターとして受け入れ、履修等に関して意見、感想を聴取し、翌年度以降の本格実施に向けた準備を行うこととしたとのこととす。

また、今御紹介しましたワークショッププログラムとは別に、法律英語基礎科目等につきまして、弁護士モニターが既に受講しておりますが、実際に受講した弁護士からは、きめ細やかな指導がなされている、インタラクティブで良いなど、ポジティブなフィードバックがなされております。他方、即戦力が期待される実務家のニーズとのマッチングをより緊密に行う必要性も指摘されました。

早稲田大学法科大学院では、本年度秋学期より、国際エンターテイメント法及び国際取引法上級演習の2科目について、弁護士の受講をオープンにする予定です。こちらが資料5、13/21ページ、エンターテイメントローの資料が付いております。

○大貫次長 机上配付資料5も関連資料ですね。

○大村室長 ありがとうございます。こちらは国際取引法上級演習です。

この資料5のエンターテイメントローの方は、英語をネイティブ言語とする教員によって、全編英語で行われる予定になっております。

次に、日弁連の取組ですが、法律英語研修ビデオと人材育成セミナーについて紹介いたします。日弁連はこの度、テンプル大学と共同し、法律英語研修ビデオを作成いたしました。今月末、もう既に完成して、今チェックをしているところですが、今夏には会員が自由にダウンロードできるよう公開予定です。こちらは資料6、日弁連法律英語研修プログラムですね。このビデオは、国際会議でのネットワークの仕方や、家族法、労働法などに関する企業、個人からの英語による法律相談や依頼に対応できるよう、一般的な法律英語のフレーズの紹介のみならず、文化による立ち振る舞いの違いなども紹介し、実践的かつ即時に使用できるような教材としました。

例えば、国際会議でのコーヒータイトムでの会話や法律相談の始め方、顧問先との会議の進

め方など、場面ごとに俳優に演じてもらい、分かりやすいスキット構成となっております。

それから人材育成セミナーですが、本年2月には、前回の分科会でも開催予定ですということをお報告いたしました。一般社団法人広島平和構築人材育成センターと日弁連とでセミナーを共催しました。特別法廷ECCCで法律家のバックグラウンドを持って勤務されている日本人職員をお招きして、「国際機関における法律職について」と題して国際機関での具体的な職務内容、キャリア形成、日本の法律家が心掛けるべき留意点などについて、お話を伺いました。

この2月のセミナーは25名の参加がありましたが、同時に国際機関への就職等に関する相談に応じるため、講師となった邦人職員との個別面談も実施しました。こちらは資料7、18/21ページ、19/21ページで添付しておりますが、個別面談を受けた6名全員から大変有益であったとの御意見を頂いております。

また、この2月のセミナー開催とは別に、国際室長の方で、概ね月に1名から2名、主に若手弁護士と修習生からの国際機関への就職に関する個別面談の申入れを受け、対応しております。

本年6月は外務省国際機関人事センター長をお招きして、国際機関の人事及び応募に必要な資質、スキル等についてブリーフィングを頂く予定です。また、外務省及び法務省の共催並びに法科大学院協会及び国際法学会の後援で、2010年から毎年夏に開催しております国際分野で活躍する法曹を目指すキャリアセミナーを本年8月にも実施する予定です。以上、御紹介いたしたいいずれのセミナーも、弁護士、修習生、ロースクール生などを対象としております。以上です。

○大貫次長 ありがとうございます。それでは今の御報告を踏まえて、法曹養成の点で、特に人材育成ですかね。御質問、コメントがあればよろしくお願ひ申し上げます。では、道垣内先生。

○道垣内教授 慶應と早稲田のロースクールのお話なんですけれども、これは先ほど申しましたように、こういうアドバンスのリーガルサービス科目が学生さんで教室がいっぱいになるということはなかなかないので、非常にウィンウィンの関係でいいと思うのですが、折角であれば全ての法科大学院でそれぞれの地域の弁護士さんができるような、これは多分、何の制約もないんでしょうね。どうなんですかね。法科大学院って外からいろいろさく言われて、法務研究財団もそうですが、認証評価とか、法務省とか、いろいろ言われていますが、これは別にそういう人たちが一緒に教室にいること自体は何の制約もない。

○片山弁護士 基本科目何単位以上とか。

○中西参事官 逆に、今のお話のような外向けの企画をやって、ロースクールの授業を活性化していくことで、文科省の法科大学院への公的支援見直しの審査の際に加点評価がなされるのじゃないですか。

○道垣内教授 そうですか。であれば、それはそれ。大きな大学では複数講座がありますけれども、小さいところはそんなにかもしませんが、いい人がいると思うので、是非拡大していただければと。

○大貫次長 今回の室長の説明からもあったように、モニタリングということで、弁護士で参加している人は、殆ど欠席することなく出席しているのですが、モニタリングじゃなくて、参加者をどれだけ確保できるのか。確保といいますか、参加者がいるのか。あと、参加登録は

したけれども、継続的に出席してもらえるのか。期間が長いだけに、半年とか1年とか、業務をやりながらというところなので、そのあたりについて今後いろいろ対応していかなければならないのではないかと思います。内部での検討で話し合われております。

○道垣内教授 これ、メニューを1つずつ取れるというふうに慶應の方に書いていますけれども、1科目につきいくぐらい取れるんですか。今の段階はパイロット事業だから払っていないんですか。

○中島官房付 ホームページでは、確か登録料として1学期あたり4万円か5万円で、あと科目の受講料として1単位あたり4万円あたりだったのではないかと記憶しております。

○道垣内教授 登録料というのは、たくさん登録すれば少し割安になるけれど、1科目だと8万円。ですから、欠席しても、大学にはプラスになる。

○大貫次長 出ていただかないとあまり意味がない。

○大島座長 質問ですが、“モニタリング”ということでしたが、これはどういう概念ですか。

○大貫次長 弁護士にどういった効果があるかというようなことを体験的に選んで今授業を受けてもらっているという、そういうことなんです。授業の感想とか、あるいは自分の業務に役立ったとか、あるいはもう少しこうやった方が受講者が集まるのではないかというものを授業が終わった段階でいろいろ取りまとめしていただくと。

○大島座長 そういう経験を踏まえて、より広くみんなが議論するというものですか。

○大貫次長 パイロット的にお試しで行っていただいているという、そんな状況ですね。

この分野も結構、当初この分科会が始まった頃に比較すると、具体性を帯びて、またあるいは今のお試しのような形で、実際にパイロット的にスタートしているものもあって、進みつつあるかなというふうには思っております。

この点につきまして、更なる御質問、あるいは御意見ございますか。中西参事官。

○中西参事官 大村室長の御報告で、国際機関への就職相談のようなものがコンスタントにあるということでしたが、大体どのような層の弁護士が来ているのでしょうか。経験年数や、過去の経歴などがもし分かるのであれば教えてください。

○大村室長 経験年数は若い方が多いのと、あと弁護士だけではなくて、やはり修習生とロースクール生、法学部生、更にはもっと若くて弁護士を目指して、国際機関で働きたいんですけれどもというような中高生からも御相談を受けております。

○大島座長 なんか将来明るいですね。

○大村室長 そうですね。お若い方も相談受けにいらっしやっています。

○佐熊参事官補佐 情報の提供が非常に大事で、私も全然そういうことを知らなかったのですが、国連で働きたいとずっと前から思っていた友人は、高校のときにアメリカに留学して、その時に国連で働くことに対するの興味を持ち、情報にも接していたので、大学時代には、その後の進路として、日本の大学院に行き、さらには海外の大学院にも進んだほうがチャンスを得やすいということをもっと知って準備をしていました。その準備を25歳になって初めてやりたいと思っても、もう間に合わないというのが実情だと思うので、できるだけ若い人にいろいろ知ってもらおうよう情報発信していかないと、やりたいと思ったときにはもう間に合わないのだらうなという気がいたします。

国連の会議に女性の権利の関係で参加したときにも、やはり各国は中高生の女子学生が来ているんですね。特にそのときは子どもの人権がテーマでしたが、各国は中高生の女子学

生がそれに参加しているのですが、日本からは誰も来ていなくてという状況だったので、やはりそういう段階から、広報をできるだけしていくことを考えたらいいとは私は思っています。

○大村室長 あと、現在は、私が個人的に経験に基づいて相談を受けているというベースですので、今後は日弁連として組織的に相談を受ける体制を整えたいと考えております。

○矢吹センター長 今のお話は本当にそのとおりで、私も子どもがそういう世代なので、見ていると、外国では結構企業がお金を出して、世界の子どもたちを、例えばアメリカのスタンフォード、コロンビア、ハーバード等に行かせて、国務省に行つてプレゼンをさせたり、国連のディベートをさせたり、そういうのを企業ぐるみで支援して、費用を全部持ってくれてやっているんですね。例えば、アメリカの保険会社ですけれども、日本の学生に試験を受けさせてインタビューして、50人ぐらい選抜して、費用を全部持ってアメリカに1か月やって、西と東でスタンフォード・ハーバードに行つて、国務省に行つて、向こうの高校生と交流する。そういう人たちは凄く意識が高くなるんですよ。そういうのも日本の企業の民間も官も高校生レベルぐらいからやっていかないと、やっぱりおっしゃったように、大学をどうするかぐらいの時期にアメリカに行つた方がいいかぐらいのことまで考えるようにならないと、本当の意味で日本の法曹の国際化というのは実現できないんじゃないかと思ひますからね。

○中西参事官 日弁連に相談に来られる方は、日弁連のホームページを見て来られるのですか。

○大村室長 中高生ですか。

○中西参事官 中高生とかも含めて。

○大村室長 私の知り合い、国際機関に勤務した経験のある弁護士というのは限られているので、そういうつながりもありますし、あとは若手弁護士、修習生になりますと、国際課、国際室を通してというのもあります。

○大貫次長 ありがとうございます。それではそろそろ。

○大村室長 すみません。慶應義塾大学の授業料についてですが、審査料が1年度あたり1万8000円。それから登録料が1学期あたり4万円。授業料が1単位あたり5万1000円となっています。

○大貫次長 ありがとうございます。それで、まだ御発言したい方もいらっしゃると思うんですけども、定刻になりましたので、今日の分科会はこれで終了させていただきたいと思ひます。

次回につきましては、第5回ですけれども、また追つて日程を調整させていただいた上で御通知申し上げたいと思ひます。

今日の机上配付資料6、これはこれまでこの分科会でいろいろ議論させていただいて、それを踏まえましてロードマップを作らせていただきました。概ね、こういったことを頭に描きながら、肅々とまた熱意を持って進めていきたいと思ひておりますので、御一読いただいて、またコメントがあれば、直接日弁連でも、あるいは法務省、関係機関の方にコメントを頂ければ参考にさせていただきたいと思ひております。

次回の分科会で、このロードマップについてもコメントを頂くというようなことも考えておりますので、御一読いただければ有り難いと思ひます。それでは、これにて今日の分科会は終了させていただきます。

—了—